平成２５年（フ）第３７４号
熊本市東区尾ノ上１丁目37番17号　オークス尾の上01－Ｒ号
債務者　益田　弘美
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８１号
熊本市南区八幡10丁目３番３号
債務者　田中ミエ子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０５号
熊本県宇城市松橋町曲野3316番地１　木下第７ビル203号、前住所熊本県宇土市松山町839番地
債務者　中島キミ子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０６号
熊本市南区城南町隈庄932番地４、前住所熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1891番地２
債務者　瀬戸口あきつ（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地141号、前住所栃木県那須塩原市下厚崎90番地10　ＡＲＡＩコーポ101号
債務者　山﨑　菜美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第９９号
神奈川県横須賀市森崎１丁目２番17号　森崎栄田ビル2001
債務者　白井　ルミ（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１０２号
神奈川県三浦市三崎町小網代1584番地　関本荘２棟１Ｆ
債務者　浅葉喜美枝
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１０号
青森県むつ市若松町６番８号　若松第２宿舎204号
債務者　山田　人美
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
青森県五所川原市字柏原町39番地
債務者　鶴谷　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
宮城県石巻市水押２丁目８番１―145号、前住所山形県西村山郡河北町大字新吉田156番地の１
債務者　大内　　栄（旧姓渡邊・小川）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第６５７号
愛知県知多市にしの台２丁目602番地
債務者　小田　行雄
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９３号
名古屋市西区清里町114番地　タウニー清里202号
債務者　矢口　武久
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９４号
名古屋市西区清里町114番地　タウニー清里202号
債務者　矢口　準子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２号
岐阜県大垣市野口１丁目65番地１
債務者　寺田ひろ子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２２８３号
大阪府枚方市小倉町３番15号
債務者　中川　　翔
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７２号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ42―405号
債務者　齋藤　　薫
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２３号
大阪府豊中市服部本町１丁目８番５―506号
債務者　片岡　　豊（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部